



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年10月17日金曜日 第2615号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 902
 指定自立支援医療機関の指定..... (障害福祉課) ... 902
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 902
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(5件)..... (") ... 903
 表示を要する普通肥料及び表示事項の一部改正..... (農産園芸課) ... 906
 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示..... (森林整備課) ... 906
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 907
 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 907
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 907
 道路の供用開始(県道新居浜東港線)..... (") ... 908

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 908
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 908
 政治団体の解散の届出..... (") ... 909
 不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (") ... 909

公営企業告示

病院の業務に係る公金の収納の事務の委託..... (公営企業管理局総務課) ... 909
 落札者等の告示(2件)..... (") ... 910

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1157号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。
平成26年10月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認 定 の 有効期限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成29年10月14日まで

○愛媛県告示第1158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成26年10月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
フロンティア薬局 宇和れんげ店	西予市宇和町永長125番地1	株式会社フロンティア	薬局(育成医療・更生医療)	平成26年10月1日

○愛媛県告示第1159号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。
当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。
平成26年10月17日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) m a c 川東店
新居浜市宇高町1丁目445-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲590番地2
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋
西条市西田甲590番地2
代表取締役 伊藤 慎太郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年6月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,311.084平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
50台
イ 駐輪場の収容台数
50台
ウ 荷さばき施設の面積
38.25平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

- 店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後7時まで
- 2 届出年月日
平成26年10月3日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1160号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ディオ東予店	西条市周布667-1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 小幡 尚孝	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正	平成24年 6月28日	平成26年 10月6日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
スポーツデポ松山谷町店	松山市谷町甲91番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 小幡 尚孝	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正	平成24年 6月28日	平成26年 10月6日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
エディオン大洲店	大洲市東若宮18 - 5	大規模小売店舗の名称	デオデオ大洲店	エディオン大洲店	平成24年 10月1日	平成26年 10月6日
		大規模小売店舗を設置する者	株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島市中区紙屋町二丁目1番18号	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	平成16年 9月16日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島市中区紙屋町二丁目1番18号	株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島市中区紙屋町二丁目1番18号	平成24年 10月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
(仮称)フジ八幡浜店	八幡浜市江戸岡1252-9	大規模小売店舗の名称	フジグラン八幡浜	(仮称)フジ八幡浜店	平成26年10月2日	平成26年10月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
(仮称)フジ八幡浜店	八幡浜市江戸岡1252-9	駐車場の位置及び収容台数	201台	70台	平成27年6月4日	平成26年10月3日
		駐輪場の位置及び収容台数	150台	52台		
		荷さばき施設の位置及び面積	120㎡	154㎡		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	56㎡	25.2㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	午前6時から午後11時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前5時45分から午後11時15分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	3箇所		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1165号

表示を要する普通肥料及び表示事項（昭和59年4月愛媛県告示第446号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Each column contains a table with 2 rows: 知事の定める普通肥料 (Ordinary Fertilizer) and 知事の定める表示事項 (Display Items). The 'After' table shows item 6 as '牛由来の原料...を原料として生産された普通肥料' and '省略'. The 'Before' table shows item 6 as '牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料' and '省略'.

○愛媛県告示第1166号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成26年8月愛媛県告示第940号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所 (Location of Security Forest), 不明又は所在が不明である通知の相手方 (Party of notification whose location is unknown), and 備考 (Remarks). It lists various locations in Utsunomiya City and surrounding areas.

Table with 3 columns: 宇和島市津島町岩松乙93の1, 北宇和郡岩松町237番地, 後藤真一, etc. It lists specific land parcels and their owners.

宇和島市津島町岩松乙25 2の2	北宇和郡岩松町大字高田丙11 番地 松 本 彦太郎	"
宇和島市津島町岩松乙25 6	北宇和郡津島町岩松980番地 3 加 形 米 夫	"
宇和島市津島町岩松乙25 7の4	北宇和郡津島町岩松甲1284番 地 清 家 吉 規	"
宇和島市津島町岩松乙25 9の1	北宇和郡津島町岩松1296番地 1 三 好 虎 吉	"
宇和島市津島町岩松乙26 2、乙263	北宇和郡岩松村1260番地 富 山 藤 助	"
宇和島市津島町岩松乙26 4の4	北宇和郡岩松町794番地 土 居 勝 馬	"
宇和島市津島町岩松乙26 4の6	宇和島市丸之内1番地ノ内18 9番地 御 崎 テ ル	"
宇和島市津島町岩松乙26 4の11	北宇和郡津島町北灘丁1044番 地 桑 山 忠 吾	"
宇和島市津島町岩松乙27 0の1、乙271の1から乙 271の4まで、乙272の1、 乙272の2、乙273の1、 乙273の7、乙321、乙32 3、乙324、乙333、乙338	大阪府堺市田出井町3番136 号 船 木 裕 子	"
宇和島市津島町岩松乙27 3の2、乙273の4	北宇和郡津島町岩松1016番地 泉 睦 夫	"
宇和島市津島町岩松乙27 3の5	北宇和郡岩松町1038番地1 泉 ツ 子	"
宇和島市津島町岩松乙27 3の6、乙276	北宇和郡津島町岩松1005番地 2 泉 敏 雄	"
宇和島市津島町岩松乙27 5	北宇和郡岩松村457番戸 秋 田 保太郎	"
宇和島市津島町岩松乙27 7、乙339の1	北宇和郡津島町岩松1129番地 2 木 口 梅 子	"
宇和島市津島町岩松乙28 2	北宇和郡岩松町276番戸 森 寛 一	"
宇和島市津島町岩松乙29 8	北宇和郡津島町岩松1088番地 木 口 カ メ	"
宇和島市津島町岩松乙32 2	北宇和郡岩松町1445番地1 土 居 康 徳	"
宇和島市津島町岩松乙32 5、乙327	北宇和郡岩松町437番地 柴 田 太 三 郎	"
宇和島市津島町岩松乙32 8、乙334	北宇和郡岩松町777番地 土 居 賢 一	"
宇和島市津島町岩松乙33 2	北宇和郡岩松村49番戸 金 子 久 治 郎	"
宇和島市津島町岩松乙33 7の1	米津組	"
宇和島市津島町岩松乙35 9、乙362	北宇和郡岩松町1973番地 土 居 定 雄	"
宇和島市津島町岩松乙35 9、乙362	北宇和郡岩松町2463番地2 山 口 林 平	"

宇和島市津島町岩松乙37 0の2	北宇和郡津島町岩松甲952番 地2 山 口 敦 己	"
宇和島市津島町岩松乙37 1の2	岩松 土 居 定 治	"
宇和島市津島町岩松乙38 5	北宇和郡津島町岩松2000番地 石 丸 泰 也	"
宇和島市津島町岩松乙37 5	大阪府八尾市恩智南町三丁目 114番地7 平 家 道 弘	"
宇和島市津島町岩松乙37 8、乙383、乙391の1	宇和島市川内甲2102番地 山 口 仁 志	"
宇和島市津島町岩松乙36 8の2	大阪府豊中市服部寿町一丁目 2番10号 梶 原 克 正	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1167号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年10月17日から30日まで

○愛媛県告示第1168号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(既成図数値化)

2 作業期間 平成26年10月17日から

平成27年1月30日まで

3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1169号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-24)第6764号	平成24年6月29日	(株)白石工業	白石 幸二	西条市古川甲294-4	平成26年9月8日	管工事業	建設業の廃止(一部)

(般 - 22)第7217号	平成22年 7月28日	管建設(有)	菅 隆幸	今治市大三島町浦戸91	平成26年 9月12日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第6779号	平成24年 7月4日	石村庭園土木	石村 晴徳	四国中央市土居町津根61 5 - 1	平成26年 9月24日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年10月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜東港線	新居浜市田の上一丁目886番から 同市田の上一丁目881番13まで	平成26年10月17日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年10月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備 考
	代 表 者	会 計 責 任 者				
次世代の党衆議院愛媛県第四支部	桜 内 文 城	山 根 誠 司	宇和島市中央町二丁目1 - 7	衆議院議員	平成26年8月1日	政党の支部
日本維新の会衆議院愛媛県第3選挙区支部	森 夏 枝	白 木 とし子	西条市西田甲450 - 1	衆議院議員	平成26年8月1日	政党の支部

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
次世代の党愛媛県支部連合会	桜 内 文 城	山 根 誠 司	伊予市米湊823 - 1	平成26年8月1日	政党の支部
日本維新の会愛媛県総支部	森 夏 枝	森 富美子	西条市西田甲450 - 1	平成26年8月1日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年10月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
大隅会	会 計 責 任 者	曾我部 清美	松 本 秀 正	平成26年8月6日	
三好勝利後援会	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町筒井290 - 4	伊予郡松前町筒井287 - 1	平成26年8月8日	
愛媛一新会	主たる事務所の所在地	新居浜市新田町二丁目2 - 51	新居浜市磯浦町10 - 8	平成26年8月12日	
	会 計 責 任 者	菅 美知子	伊 藤 三千代		

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年10月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部	西 岡 新	平成26年7月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成26年10月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
特別養護老人ホーム味酒野ていれぎ荘	省略			特別養護老人ホーム味酒野ていれぎ荘	省略		
特別養護老人ホーム姫ヶ浜荘（ユニット型）	特別養護老人ホーム	松山市長師156-1	平成26年10月7日	省略			
省略				省略			
小規模特別養護老人ホームつばき	省略			小規模特別養護老人ホームつばき	省略		
特別養護老人ホームハートランド三恵南館	特別養護老人ホーム	新居浜市萩生17	平成26年10月7日	省略			
省略				省略			
ケアハウス水の里	省略			ケアハウス水の里	省略		
特別養護老人ホーム光風館氷見の丘	特別養護老人ホーム	西条市氷見字上寺丙195	平成26年10月7日	省略			
省略				省略			
大洲市養護老人ホームさくら苑	省略			大洲市養護老人ホームさくら苑	省略		
特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘アネックス	特別養護老人ホーム	大洲市菅田町菅田丙495-34	平成26年10月7日	省略			
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定によ

り、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年10月17日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立南宇和病院の料金の収納の事務（平日の8時30分から9時、13時から14時及び16時から17時15分）
 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 株式会社ソラスト松山支社 愛媛県松山市南堀端町5番地8才

ワセビル4階
 3 委託期間
 平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月17日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステム 1式（月額賃借料/県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年9月19日	株式会社アダチ 大阪市中央区内平野町3丁目2-10	7,041,600円	一般競争入札	平成26年8月8日

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月17日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
人工透析システム 1式（県立南宇和病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年10月8日	株式会社カワニシ松山支店 伊予郡砥部町重光241番地3	92,880,000円	一般競争入札	平成26年8月26日